

市立高等学校・市立総合ビジネス専門学校改革に伴う関係条例の整備に
関する条例の制定について

市立高等学校・市立総合ビジネス専門学校改革に伴う関係条例の整備に関する条例
を次のように制定する。

熊本市長 大 西 一 史

市立高等学校・市立総合ビジネス専門学校改革に伴う関係条例の整備に関する
条例

(熊本市立高等学校条例の一部改正)

第 1 条 熊本市立高等学校条例（昭和 3 9 年条例第 4 0 号）の一部を次のように改正
する。

第 2 条中「、位置及び学科」を「及び位置」に改め、同条の表学科の欄を削る。

第 3 条第 2 項ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

(熊本市立総合ビジネス専門学校条例の一部改正)

第 2 条 熊本市立総合ビジネス専門学校条例（平成 2 年条例第 4 4 号）の一部を次の
ように改正する。

第 3 条中「及び修業年限」を削り、「別表第 1 のとおり」を「専門課程」に改め、
同条に次の 1 項を加える。

2 学校の生徒の修業年限は、2 年とする。

第 4 条第 1 項中「及び入学料」を「、入学料及び受講料」に、「別表第 2」を「別
表」に改め、同条第 2 項中「授業料」を「前項に規定する授業料（以下「授業料」
という。）」に改め、同項ただし書中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第 3
項中「入学考査料」を「第 1 項に規定する入学考査料（以下「入学考査料」という。）」
に改め、同条第 4 項中「入学料」を「第 1 項に規定する入学料（以下「入学料」と

いう。)」に改め、同条第5項中「及び入学料」を「、入学料及び受講料」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項に規定する受講料（以下「受講料」という。）は、初回の授業の実施日以前であって市長が別に定める日までに納めなければならない。

第5条を次のように改める。

（授業料等の減免）

第5条 市長は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、授業料、入学考査料、入学料又は受講料のうち、それぞれ当該各号に定めるものを減免することができる。

- (1) 病気その他正当な理由による休学が1月以上に及ぶ場合 授業料及び受講料
- (2) 災害その他特別な理由があると認める場合 授業料、入学考査料、入学料及び受講料
- (3) 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条第1項の規定により授業料等減免対象者として認定された場合 授業料及び入学料（生徒として学校に入学することを許可された者から徴収するものに限る。）
- (4) 熊本市立高等学校条例（昭和39年条例第40号）第2条に規定する高等学校に在籍する場合 入学料（別表備考第1項の科目等履修生として学校に入学することを許可された者から徴収するものに限る。）及び受講料

別表第1及び別表第2を削り、附則の次に別表として次の1表を加える。

別表（第4条関係）

対象者	区分	金額
生徒	授業料	年額168,000円
	入学考査料	5,200円
	入学料	58,000円
科目等履修生	入学料	3,000円
	受講料	1単位につき10,000円
聴講生	受講料	1単位につき10,000円

備考

- 1 この表において「科目等履修生」とは、単位の修得を目的として専修学校

設置基準（昭和51年文部省令第2号）第15条の規定により学校の授業科目を履修する者をいう。

2 この表において「聴講生」とは、単位の修得を目的とせずに専修学校設置基準第15条の規定により学校の授業科目を履修する者をいう。

3 1単位に含まれる授業時数は、専修学校設置基準に基づき教育委員会が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 熊本市立総合ビジネス専門学校（以下「学校」という。）における生徒の入学、科目等履修生の入学及び受講並びに聴講生の受講に係る手続その他必要な準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（施行日前の生徒等の入学料徴収等に関する特例）

3 施行日以後に学校に入学しようとする生徒に係る入学考査料及び入学料並びに科目等履修生に係る入学料は、施行日前においても、第2条の規定による改正後の熊本市立総合ビジネス専門学校条例（以下「新条例」という。）第4条、第5条及び別表の規定の例により徴収し、又は減免することができる。

4 前項の規定による入学考査料及び入学料の徴収又は減免は、施行日以後においては、それぞれ新条例第4条又は第5条の規定によりなされたものとみなす。

（提出理由）

市立総合ビジネス専門学校の課程の見直し等に伴い、関係条例の整備をするため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。